

別表第三

○家庭的保育事業（保育認定）

地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価	基本部分		基本加算部分			
				処遇改善等加算	資格保有者加算		家庭的保育補助者加算		家庭的保育支援加算
					処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	
百分の二十地域	三号	保育標準時間認定	167,680	1,590 × 加算率	5,430	50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,250	280 × 加算率	50,300
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,040	240 × 加算率	44,750
百分の十六地域	三号	保育標準時間認定	164,570	1,560 × 加算率	5,250	50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,250	280 × 加算率	48,980
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,040	240 × 加算率	43,430
百分の十五地域	三号	保育標準時間認定	163,790	1,550 × 加算率	5,210	50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,250	280 × 加算率	48,650
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,040	240 × 加算率	43,100
百分の十二地域	三号	保育標準時間認定	161,460	1,530 × 加算率	5,070	50 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,250	280 × 加算率	47,660
		保育短時間認定					利用子どもが3人以下の場合 24,040	240 × 加算率	42,110

地域 区分	認定 区分	保育必要 量区分	基本加算部分								加減調整部分	
			障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子ども の単価に加算	減価償却費加算	加算額		賃借料加算	加算額		連携施設を設定 しない場合		
					処遇改善等加算	標準部		都市部	標準部		都市部	
												標準部
百分の 二十地域	三号	保育標準 時間認定	35,320	350 × 加算率	A地域	8,100	8,900	A地域	9,300	10,300	6,170	
		保育短 時間認定			B地域	7,700	8,400	B地域	8,900	9,800		
百分の 十六地域	三号	保育標準 時間認定	35,320	350 × 加算率	C地域	7,300	8,000	C地域	8,400	9,300		6,170
		保育短 時間認定			D地域	6,900	7,600	D地域	8,000	8,800		
百分の 十五地域	三号	保育標準 時間認定	35,320	350 × 加算率	A地域	8,100	8,900	A地域	9,300	10,300	6,170	
		保育短 時間認定			B地域	7,700	8,400	B地域	8,900	9,800		
百分の 十二地域	三号	保育標準 時間認定	35,320	350 × 加算率	C地域	7,300	8,000	C地域	8,400	9,300		6,170
		保育短 時間認定			D地域	6,900	7,600	D地域	8,000	8,800		

地域区分	認定区分	保育必要量区分	加減調整部分	
			食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に行わない場合
百分の二十地域	三号	保育標準認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×19/100	4,980
		保育短時間認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×19/100	4,050
百分の十六地域	三号	保育標準認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×19/100	4,980
		保育短時間認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×19/100	4,050
百分の十五地域	三号	保育標準認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×19/100	4,980
		保育短時間認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×20/100	4,050
百分の十二地域	三号	保育標準認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×19/100	4,980
		保育短時間認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×20/100	4,050

地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価	基本部分		基本加算部分			
				処遇改善等加算	資格保有者加算		家庭的保育補助者加算		家庭的保育支援加算
					処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	処遇改善等加算	
百分の十地域	三号	保育標準認定	159,910	1,510 × 加算率	4,980	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,250	280 × 加算率	47,010
		保育短認定					利用子どもが3人以下の場合 24,040	240 × 加算率	41,460
百分の六地域	三号	保育標準認定	156,800	1,480 × 加算率	4,800	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,250	280 × 加算率	45,690
		保育短認定					利用子どもが3人以下の場合 24,040	240 × 加算率	40,140
百分の三地域	三号	保育標準認定	154,470	1,460 × 加算率	4,660	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,250	280 × 加算率	44,700
		保育短認定					利用子どもが3人以下の場合 24,040	240 × 加算率	39,150
その他地域	三号	保育標準認定	152,130	1,430 × 加算率	4,530	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,250	280 × 加算率	43,720
		保育短認定					利用子どもが3人以下の場合 24,040	240 × 加算率	38,170

地域 区分	認定 区分	保育必要 量区分	基本加算部分								加減調整部分
			障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子ども の単価に加算	減価償却費加算	加算額		賃借料加算	加算額		連携施設を設定 しない場合	
					処遇改善等加算	標準部		都市部	標準部		都市部
百分の 十地域	三号	保育標準 時間認定	35,320	350 × 加算率	A地域	8,100	8,900	A地域	9,300	10,300	6,170
					B地域	7,700	8,400	B地域	8,900	9,800	
		保育短 時間認定			C地域	7,300	8,000	C地域	8,400	9,300	
					D地域	6,900	7,600	D地域	8,000	8,800	
百分の 六地域	三号	保育標準 時間認定	35,320	350 × 加算率	A地域	8,100	8,900	A地域	9,300	10,300	6,170
					B地域	7,700	8,400	B地域	8,900	9,800	
		保育短 時間認定			C地域	7,300	8,000	C地域	8,400	9,300	
					D地域	6,900	7,600	D地域	8,000	8,800	
百分の 三地域	三号	保育標準 時間認定	35,320	350 × 加算率	A地域	8,100	8,900	A地域	9,300	10,300	6,170
					B地域	7,700	8,400	B地域	8,900	9,800	
		保育短 時間認定			C地域	7,300	8,000	C地域	8,400	9,300	
					D地域	6,900	7,600	D地域	8,000	8,800	
その他 地域	三号	保育標準 時間認定	35,320	350 × 加算率	A地域	8,100	8,900	A地域	9,300	10,300	6,170
					B地域	7,700	8,400	B地域	8,900	9,800	
		保育短 時間認定			C地域	7,300	8,000	C地域	8,400	9,300	
					D地域	6,900	7,600	D地域	8,000	8,800	

地域区分	認定区分	保育必要量区分	加減調整部分	
			食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に行わない場合
百分の十地域	三号	保育標準認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×20/100	4,980
		保育短認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×20/100	4,050
百分の六地域	三号	保育標準認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×20/100	4,980
		保育短認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×21/100	4,050
百分の三地域	三号	保育標準認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×20/100	4,980
		保育短認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×21/100	4,050
その他地域	三号	保育標準認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×21/100	4,980
		保育短認定	(基本分単価+処遇改善等加算(基本分単価に係るものに限る。)+家庭的保育支援加算) ×21/100	4,050

特定加算部分					
冷暖房費加算	一級地	1,650	四級地	1,150	※左記の区分に応じて、各月の単価に加算
	二級地	1,480	その他地域	110	
	三級地	1,460			
除雪費加算	5,850			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	

（備考）公定価格については、以下の算定式により算出する。

基本部分＋基本加算部分－加減調整部分（「連携施設を設定しない場合」＋「食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合」＋「常態的に土曜日に閉所する場合」）＋特定加算部分